



県章

群馬県報

平成 21 年
3 月 31 日 (火)
第 8674 号

目次

ページ

規 則

○群馬県立女子大学大学院学則の一部改正 (女子大学)	2
○群馬県統計調査条例施行規則 (統計課)	2
○ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (人権男女共同参画課)	4
○群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則 (医務課)	1 1
○群馬県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部改正 (同)	3 4
○群馬県造林公社に対する事業資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正 (林政課)	3 6

告 示

○知事印の新調等 (総務事務センター)	3 7
○群馬県保健医療計画の変更 (医務課)	4 7
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定による指定区域の指定 (廃棄物政策課)	4 7
○道路の供用開始 (道路企画管理課)	5 0

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO・ボランティア推進課)	5 1
○第 10 次鳥獣保護事業計画の変更 (自然環境課)	5 1
○土地改良区清算人の就任の届出 (農村整備課)	5 1
○開発工事の完了 (建築住宅課)	5 2

■ 規 則

群馬県立女子大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十号

群馬県立女子大学大学院学則の一部を改正する規則

群馬県立女子大学大学院学則（平成六年群馬県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条・第三十五条」を「第三十五条・第三十六条」に、「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第五条の表中「専攻名」を「専攻」に改める。

第六条第一項中「の授業」の下に「（以下「授業」という。）」を加え、同条第二

項中「研究科委員会」を「研究科」に、「研究指導」を「教育」に改める。

第八条中「授業科目の」を削る。

第十条中「学生が」の下に「当該学生の在籍する研究科の」を、「専攻」の下に

「又は他の研究科」を加える。

第十二条第二項中「修了制作研究」を「修了制作」に改め、同条第三項中「及び」

を「又は」に改め、同条第五項中「修了制作研究」を「修了制作」に改める。

第十五条及び第十六条（見出しを含む。）中「修了制作研究」を「修了制作」に改

める。

第十九条を次のように改める。

（教育職員免許状）

第十九条 教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しようとする者は、本

学大学院所定の授業科目を履修し、その単位を修得するほか、教育職員免許法（昭

和二十四年法律第四百七号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許法別表第一備考第五号イ及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九

年文部省令第二十六号）第十九条に規定する認定課程を有する研究科の専攻並びに

免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科		専攻	免許状の種類		免許状の教科
文学研究科	日本文学専攻	高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状	国語	英語
	英文学専攻	高等学校教諭専修免許状			

芸術学専攻

中学校教諭専修免許状
高等学校教諭専修免許状

美術

第二十二条第一号中「大学」の下に「（短期大学を除く。以下この条において同

じ。）」を加える。

第三十七条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第三十八条とする。

第三十二条中第三十六条を第三十七条とし、第十一章中第三十五条を第三十六条とし、

第三十四条を第三十五条とし、第十章中第三十三条の次に次の一条を加える。

（聴講生等に関するその他の事項）

第三十四条 この章に定めるもののほか、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研

究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

群馬県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十一号

群馬県統計調査条例施行規則

（立入検査証）

第一条 群馬県統計調査条例（平成二十年群馬県条例第五十三号）第五条第二項に規

定する立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書は、別記様式に

よるものとする。

（調査票情報の提供を受けることができる者）

第二条 群馬県統計調査条例第九条の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 独立行政法人

二 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条に規定する法人

三 統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）第八条に規定する者

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式（規格A7）（第1条関係）

（表）

第 号	群馬県統計調査条例第5条第2項の立入検査証		
写 真 縦 4.0cm 横 3.0cm	県基幹統計調査の名称 職名及び氏名 生年月日 年 月 日		
	上記の者は、群馬県統計調査条例第5条の規定により、立入検査を することができる者であることを証明します。		
	有効期限 年 月 日		
	年 月 日 群馬県知事 印		

（裏）

群馬県統計調査条例（平成20年群馬県条例第53号）（抄）
（立入検査等） 第5条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十二号

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成二十一年群馬県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用等の承認)

第二条 条例第四条第一項の使用の承認を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、ぐんま男女共同参画センター使用承認申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用しようとする日の属する月の六月前の月の初日(その日が第五条に規定する休館日に当たるときは、その直後の休館日でない日)から、これを受け付けるものとする。ただし、知事が相当の理由があり、かつ、ぐんま男女共同参画センター(以下「センター」という。)の管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第四条第一項の承認を得た者(以下「使用者」という。)は、承認を得た事項を変更し、又は使用の取消しをしようとするときは、ぐんま男女共同参画センター使用変更・取消承認申請書(別記様式第二号)を知事に提出しなければならない。

4 条例第四条第一項の承認は、第一項又は前項の規定により提出された申請書の写しに承認印(別記様式第三号)を押し、これを申請者に交付することにより行うものとする。

(使用料の返還)

第三条 条例第八条第三項ただし書の規定による使用料の返還を受けようとする者は、ぐんま男女共同参画センター使用料返還申請書(別記様式第四号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第四条 条例第九条の規定により、使用料の全部又は一部を免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、その場合における免除の額は、当該各号に掲げる額とする。

- 一 使用者が託児用に条例別表に規定する和室を使用するとき 条例別表和室の項に規定する使用料の額の全額
 - 二 県が主催し、又は共催する事業に使用するとき 使用料の全額
 - 三 その他知事が特別の理由があると認めるとき 知事が相当と認める額
- 2 条例第九条の規定による使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、ぐんま男女共同参画センター使用料減免申請書(別記様式第五号)を知事に提出し

なければならない。

3 第二条第四項の規定は、条例第九条の規定による使用料の全部又は一部の免除について準用する。

(休館日)

第五条 センターの休館日は、月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)及び十二月二十九日から翌年一月三日までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第六条 センターの開館時間は、午前九時から午後九時まで(土曜日及び日曜日並びに休日にあつては、午前九時から午後五時まで)とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第七条 センターに入館した者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 承認を得ないでセンターに特別な設備、造作等を施さないこと。
- 二 承認を得ないで火気を使用しないこと。
- 三 承認を得ないでセンター内において寄附金の募集又は物品の販売を行わないこと。

四 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。

五 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

(指示)

第八条 センターの長(以下「センター長」という。)及びセンターの職員(以下「職員」という。)は、入館者に対しセンターの管理及び使用上必要な指示を与えることができる。

(立入り)

第九条 使用者は、センター長又は職員がセンターの管理のためその使用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒んではならない。

(施設の損傷等の届出)

第十条 入館者は、その入館中にセンターを損傷させ、又は滅失させたときは、直ちにその旨をセンター長又は職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第十一条 使用者は、条例第七条の規定により有料施設を原状に回復したときは、その旨をセンター長に申し出て、その点検を受けなければならない。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 群馬県女性会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十八年群馬県規則第四十五号）は、廃止する。

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

ぐんま男女共同参画センター使用承認申請書 ※受付第 号 申請日 年 月 日 群馬県知事 へ 申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 氏 名 会場責任者氏名 電 話 番 号 次のとおり使用の承認をしてください。		
使 用 日 時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分まで	
使 用 施 設	☐ 大研修室 ☐ 中研修室 ☐ 小研修室 ☐ 和室	
使 用 目 的		
入 場 料	有（ 円） ・ 無	※承 認 印
利用予定人数	人	
※使 用 料	円	
備 考		

注1 使用施設欄は、該当するものにレ印を記入してください。

2 ※欄は、記入しないでください。

別記様式第3号（第2条関係）

承認

年 月 日

ぐんま男女共同参画
センター

3.5センチメートル

別記様式第5号（規格A4）（第4条関係）

ぐんま男女共同参画センター使用料減免申請書				
群馬県知事			※受付第 号 申請日 年 月 日	
あて				
申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 氏 名 電 話 番 号				
次のとおり使用料を減免してください。				
使 用 期 日	使 用 目 的			使 用 人 員
				人
申 請 の 理 由				
使 用 料	使用室名	使 用 時 間	※使 用 料	※承 認 印
料	☐ 大研修室 ☐ 中研修室 ☐ 小研修室 ☐ 和 室		円	
	※減 免 使 用 料			
	円			
備 考				

注1 使用室名欄は、該当するものにレ印を記入してください。

2 ※欄は、記入しないでください。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十三号

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成二十年群馬県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(用語の定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(特定病院)

第三条 条例第二条に規定する特定病院は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で、独立行政法人国立病院機構 国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は医療法第三十一条に規定する都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者が開設するもの

二 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第一号に規定する単独型臨床研修病院、同条第二号に規定する管理型臨床研修病院及び同条第三号に規定する協力型臨床研修病院

(貸与の申請)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者(第六条において「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 戸籍抄本

二 保証人となる者の保証書(別記様式第二号)

三 群馬大学が発行する地域医療枠の入学者であることを証する書類

四 その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第五条 保証人は、独立の生計を営む者でなければならない。

2 修学生は、保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに保証人を選任し、速やかに連帯保証人変更願(別記様式第三号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(貸与の決定)

第六条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第四条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合には、面接による選考を併せて行うことができる。

2 知事は、前項の審査により修学資金の貸与の適否を決定したときは、修学資金貸与決定通知書(別記様式第四号)又は修学資金貸与不承認通知書(別記様式第五号)により申請者にその結果を通知するものとする。

(貸与契約)

第七条 条例第三条第二項に規定する契約は、修学資金貸与契約書(別記様式第六号)によるものとする。

(貸与の方法)

第八条 修学資金は、三月分を一括してその最初の月に貸与するものとする。ただし、新規に締結した契約に係る修学資金の第一回目の貸与のとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(借用証書の提出)

第九条 修学生(死亡した場合は、保証人)は、修学資金の貸与契約に係る額の全額(条例第六条各号に掲げる理由により貸与契約を解除されたときは、解除されたときまでに貸与された額の全額)の貸与を受けたときは、速やかに保証人と連署した修学資金借用証書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(修学資金の貸与の辞退)

第十条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退願(別記様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(契約解除の通知)

第十一条 知事は、条例第六条の規定により契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書(別記様式第九号)により修学生又は保証人に通知するものとする。(特別の事情により業務に従事することができなかった期間)

第十二条 条例第七条第三項に規定する規則で定める特別の事情により業務に従事することができなかった期間は、次に掲げる期間とする。

一 疾病又は災害により業務に従事することができなかった期間

二 産前産後の女性が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条の規定による休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項の規定による育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業をした期間

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大学院(医学を履修する課程に限る。)に在学した期間(在学中に特定病院において医師としての業務に従事した期間を除く。)

四 外国の大学又は大学院、医療機関、研究機関等において医学に関する研修等に

従事した期間

五 特定病院で実施する後期研修(臨床研修修了後の医師の専門的な知識及び技術の修得に係る研修をいう。)のプログラムの一環として、特定病院以外の医療機関に勤務した期間

六 県の医療水準向上に資すると認められる専門知識を修得するため特定病院以外の医療機関等に勤務した期間

七 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める期間

2 前項第三号から第六号までに規定する期間（同項第三号に規定する期間にあつては、大学院に在学した期間）が、同項第三号及び第四号においては五年、同項第五号及び第六号においては三年を超える場合は、条例第九条第二項第六号に該当する場合とみなす。

3 修学生は、業務従事期間が従事必要期間に達するまでの間に、第一項各号に掲げる期間を有することとなった場合には、業務中断期間報告書（別記様式第十号）により当該期間を知事に報告しなければならない。

（返還債務の免除又は猶予の申請手続及び決定）

第十三条 条例第七条、第八条又は第十一条の規定による修学資金の返還債務の免除又は猶予を受けようとする者（次項において「免除等申請者」という。）は、それぞれ修学資金返還債務免除申請書（別記様式第十一号）又は修学資金返還債務猶予申請書（別記様式第十二号）に免除又は猶予を受けようとする事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査し、修学資金の返還債務の免除若しくは猶予を決定したときは、修学資金返還債務免除決定通知書（別記様式第十三号）又は修学資金返還債務猶予決定通知書（別記様式第十四号）により免除等申請者に通知するものとする。

（返還の方法）

第十四条 条例第九条による修学資金の返還は、知事の発行する納付書により一括して行なうものとする。

（届出）

第十五条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式にその事実を証する書面を添えて、十日以内に知事に届け出なければならない。

一 氏名、本籍若しくは住所を変更したとき又は保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき 氏名等変更届（別記様式第十五号）

二 群馬大学を卒業し、又は退学したとき 卒業（退学）届（別記様式第十六号）

三 群馬大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき 休学（停学）届（別記様式第十七号）

四 群馬大学に復学したとき 復学届（別記様式第十八号）

2 修学生は、群馬大学を卒業した日の翌日から修学資金の返還の債務の全部を免除され、又は返還の債務の履行を終える日までの間、毎年四月一日現在の状況を現況届（別記様式第十九号）により同月十五日までに知事に届け出なければならない。

3 保証人は、修学生が死亡したときは、速やかに死亡届（別記様式第二十号）を知事に提出しなければならない。

（期間の計算方法）

第十六条 条例第七条第一項第一号に規定する業務従事期間の計算は、月数によるものとし、当該業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月まで

を算入する。

2 前項の規定により計算した期間に、休職又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の日の属する月から、当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を前項の規定により計算した期間から控除するものとする。

（その他）

第十七条 この規則で定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

修学資金貸与申請書

決定番号	第 号
------	-----

年 月 日

群馬県知事

あて

申請者(本人)氏名

印

法定代理人 氏名

印

修学資金の貸与を受けたいので、群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例第3条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同条例及び同施行規則の規定を遵守し、大学を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医師国家試験に合格し、かつ、当該医師国家試験に合格した日の属する月の翌月から特定病院において臨床研修に従事し、当該臨床研修の修了後引き続き特定病院において医師としての業務に従事することを誓います。

本人	ふりがな氏名		貸与申請金額	総額 (月額うち入学時) 円 円	
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)	貸与申請期間	年 月 から 年 月 まで	
	現住所及び電話番号	〒 () -			
	帰省先住所及び電話番号	〒 () -			
連帯保証人	ふりがな氏名				
	生年月日	年 月 日生	年 月 日生		
	本人との続柄				
	住所	(電話)	(電話)		
	職業				
	勤務先	所在地			
		名称			
		地位			
所得額(税込額)		年収 円	年収 円		
参考事項					

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。

	氏 名	続柄	年齢	勤務先	同居及び 別居の別	備 考
家族 の 状 況						
申 請 の 理 由 及 び 将 来 の 目 標						
他の奨学金の貸与を受けている 場合、その名称を記載（他の奨 学金の貸与を予定している場合 も記載）						

添付書類

- 1 戸籍抄本
- 2 保証人となる者の保証書（別記様式第2号）
- 3 国立大学法人群馬大学が発行する地域医療枠の入学者であることを証する書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記様式第2号（第4条関係）

保証書

年 月 日

群馬県知事 あて

連帯保証人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

下記の者が貸与を受ける群馬県緊急医師確保修学資金について、本人と連帯して債務を負担します。

記

申請者（本人） 住所

氏名

別記様式第3号(第5条関係)

連帯保証人変更願

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

申請者(本人)

住 所
氏 名 印

新連帯保証人

住 所
氏 名 印

旧連帯保証人

住 所
氏 名 印

連帯保証人

住 所
氏 名 印

次のとおり連帯保証人の変更を承認してください。承認の上は、新連帯保証人と連帯して修学資金の返還の債務を負担します。

新 連 帯 保 証 人	生 年 月 日		年 月 日生
	本人との続柄		
	住 所		(電話番号)
	職 業		
	勤 務 先	所 在 地	
		名 称	
		地 位	
	所得額(税込額)		年収 円
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日			

別記様式第4号(第6条関係)

修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金については、次のとおり貸与することに決定しました。

決 定 番 号	第 号
貸 与 金 額	総 額 円(月 額 円) うち入学時 円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
備 考	

別記様式第5号（第6条関係）

修学資金貸与不承認通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付で申請のあった修学資金については、審査の結果、不承認となりました。

不承認の理由	
--------	--

別記様式第6号（第7条関係）

修学資金貸与契約書

群馬県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成20年群馬県条例第32号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、群馬県緊急医師確保修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 総 額 円
 (2) 月 額 円
 (3) 入学金相当額 円
 (4) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

第2条 甲は、乙が不正に修学資金の貸与を受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸与を受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

第3条 乙は、連帯保証人が死亡し、又は破産手続開始の決定を受けたときその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出た上で、甲の承認を受けて新たな連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人を変更しようとするときも同様とする。

第4条 前3条に定めるもののほか、乙は、条例及び群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成21年群馬県規則第33号。以下「規則」という。）の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第5条 この契約、条例及び規則に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県知事 印

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

別記様式第7号(第9条関係)

修学資金借用証書

年 月 日

群馬県知事

あて

決定番号	第 号
------	-----

申請者(本人)

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

次のとおり修学資金を借用しました。

金 額	円
借 用 期 間	年 月から 年 月まで

別記様式第8号(第10条関係)

修学資金貸与辞退願

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

申請者(本人)

住 所
氏 名 印

連帯保証人

住 所
氏 名 印

連帯保証人

住 所
氏 名 印

次のとおり修学資金の貸与を辞退しますから承認してください。

貸 与 決 定 金 額	円
借 用 済 金 額	円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
辞 退 の 時 期	年 月から
辞 退 の 理 由	
備 考	

別記様式第9号（第11条関係）

修学資金貸与契約解除通知書

年 月 日

様

群馬県知事 印

次のとおり修学資金貸与契約を解除しました。

修 学 生	決 定 番 号	第 号
	住 所	
	氏 名	
解 除 決 定 年 月 日		年 月 日
解 除 の 理 由		条例第6条第 号
備 考		

別記様式第10号(第12条関係)

業務従事中断期間報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

申請者(本人)

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

次のとおり特別の事情により業務に従事することができなかった期間を報告します。

業務従事 中断期間	年 月から 年 月まで
理由 (特別の事情) ※ 該当する番号に○を付けること。	1 疾病 2 災害 3 産前産後休業又は育児休業 4 大学院に在学 (ただし、 年 月～ 年 月は、特定病院で診療に従事) 5 外国の大学等での研修等 6 後期研修プログラムによる特定病院以外での医療機関勤務 7 専門知識修得のための特定病院以外での医療機関勤務 8 その他 ()

添付書類

- 1 疾病(心身の故障)の場合は、医師の診断書
- 2 災害の場合は、関係機関が発行する証明書
- 3 産前産後休業又は育児休業の場合は、関係機関が発行する証明書
- 4 大学院に在学した場合は、大学院が発行する在学を証明する書類
 ※ 特定病院で診療に従事した場合は、大学院が発行する診療への従事を証明する書類を併せて添付すること。
- 5 外国の大学等での研修等の場合は、在職(在籍)を証明する書類
- 6 後期研修プログラムによる特定病院以外での医療機関勤務の場合は、大学又は医療機関が発行する後期研修プログラムの課程であることを証明する書類
- 7 専門知識修得のための特定病院以外での医療機関勤務の場合は、次の書類
 - (1) 県の医療水準の向上に資すると考える理由を記載した書類
 - (2) 直前に在職していた機関の長による推薦書
- 8 その他必要な書類

別記様式第11号（第13条関係）

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

申請者（本人）

住 所
氏 名 印

連帯保証人

住 所
氏 名 印

連帯保証人

住 所
氏 名 印

次のとおり修学資金の返還債務を免除してください。

免 除 申 請 額	円
貸 与 総 額	円
貸 与 期 間	年 月から 年 月まで
勤 務 期 間	年 月から 年 月まで
免除申請の理由 ※該当する番号 に○を付ける こと。	1 特定病院において医師としての業務に従事したため 2 死亡又は心身の故障のため 3 災害のため 4 その他 （ ）

添付書類

- 1 特定病院において医師としての業務に従事した場合は、勤務証明書
- 2 災害等の場合は、関係機関の証明書
- 3 死亡又は心身の故障の場合は、医師の診断書
- 4 その他必要な書類

別記様式第12号(第13条関係)

修学資金返還債務猶予申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

決定番号	第 号
------	-----

申請者(本人)	住 所	
	氏 名	印
連帯保証人	住 所	
	氏 名	印
連帯保証人	住 所	
	氏 名	印

次のとおり修学資金の返還債務を猶予してください。

猶 予 申 請 額	円
猶 予 の 期 間	年 月 から 年 月 まで
返還すべき時期	年 月 日
猶予申請の理由 ※該当する番号 に○を付ける こと。	1 疾病(心身の故障) 2 災害 3 その他 ()

添付書類

- 1 疾病(心身の故障)の場合は、医師の診断書
- 2 災害の場合は、関係機関が発行する証明書
- 3 その他必要な書類

別記様式第13号（第13条関係）

修学資金返還債務免除決定通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付で申請のあった修学資金の返還債務について、次のとおり免除します。

免 除 額	円
免 除 の 理 由	
非 免 除 額	円
備 考	

別記様式第14号（第13条関係）

修学資金返還債務猶予決定通知書

年 月 日

様

群馬県知事

印

年 月 日付で申請のあった修学資金の返還債務について、次のとおり猶予します。

返 還 猶 予 額	円
猶 予 の 理 由	
猶 予 期 間	年 月から 年 月まで
備 考	

別記様式第15号(第15条関係)

氏名等変更届

群馬県知事

あて

決定番号

第

号

住 所

氏 名

印

次のとおり修学生について変更がありました。
連帯保証人

新	氏 名	
	本 籍	
	住 所	(電話番号)
	連絡先	(電話番号)
	職 業	
旧	氏 名	
	本 籍	
	住 所	(電話番号)
	連絡先	(電話番号)
	職 業	
変更の理由		
変更年月日		年 月 日

別記様式第16号（第15条関係）

卒業（退学）届

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

住 所	
氏 名	印

次のとおり大学を卒業（退学）しました。

大学を卒業（退学）した年月日	年 月 日
理 由	※退学の場合に記入

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学長 印

別記様式第17号（第15条関係）

休学（停学）届

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

住 所
氏 名 印

次のとおり大学を休学（停学）しました。

大学を休学（停学）した 年 月 日	年 月 日
休学（停学）予定期間	年 月から 年 月まで
理 由	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学長 印

別記様式第18号（第15条関係）

復学届

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

住 所	
氏 名	印

次のとおり大学に復学しました。

大学に復学した年月日	年 月 日
理 由	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学長 印

別記様式第19号（第15条関係）

現況届

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

住 所
氏 名 印

次のとおり 年4月1日現在の状況について、届け出ます。

勤 務 先 等	名 称	
	所 在 地	(電話番号 — —)
勤 務 形 態 等 ※該当する番号に○ を付け、() 内 に記入すること。	1 大学（卒業予定年月： 年 月 ） 2 臨床研修（研修期間： 年 月～ 年 月） 3 後期研修（研修期間： 年 月～ 年 月） 4 医療機関勤務（診療科名： ） 5 大学院（修了予定年月： 年 月 ） 6 その他（ ）	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

勤務先等の長 印

別記様式第20号(第15条関係)

死亡届

年 月 日

群馬県知事 あて

連帯保証人

住 所

氏 名

印

修学生であった次の者が死亡しました。

氏 名		決定番号	第 号
死 亡 年 月 日	年 月 日		
死 亡 原 因			
就業先等	名 称		
	所 在 地		
備 考			

添付書類

死亡診断書又は戸籍抄本

群馬県医師確保研修学研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十四号

群馬県医師確保研修学研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県医師確保研修学研修資金貸与条例施行規則(平成十八年群馬県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

(やむを得ない理由のため特定診療科業務に従事することができない期間)

第十二条 条例第七条第三項第一号に規定するやむを得ない理由のため特定診療科業務に従事することができない期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 産前産後の女性が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条の規定による休業又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号の規定による育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項の規定による育児休業若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条第一項の規定による育児休業をした期間
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大学院(医学を履修する課程に限る。)に在学した期間(在学中に特定病院において特定診療科業務に従事した期間を除く。)

三 外国の大学又は大学院、医療機関、研究機関等において医学に関する研修等に従事した期間

四 特定病院で実施する後期研修(臨床研修修了後の医師の専門的な知識及び技術の修得に係る研修をいう。)のプログラムの一環として、特定病院以外の医療機関に勤務した期間

五 県の医療水準向上に資すると認められる専門知識を修得するため特定病院以外の医療機関等に勤務した期間

六 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認める期間

2 前項第二号から第五号までに規定する期間(同項第二号に規定する期間にあつては、大学院に在学した期間)が、同項第二号及び第三号においては五年、同項第四号及び第五号においては三年を超える場合は、条例第九条第二項第二号に該当する場合とみなす。

3 修学生等は、従事予定期間を経過するまでの間であつて、特定病院において特定診療科業務に従事する期間が従事必要期間に満たないときに、疾病、災害その他第一項各号に掲げる期間を有することとなった場合には、業務従事中断期間報告書

(別記様式第十二号の二)により当該期間を知事に報告しなければならない。
別表中「前橋協立病院」を「前橋協立病院 財団法人老年病研究所附属病院」に改める。
別記様式第十二号の次に次の一様式を加える。

別記様式第12号の2（第12条関係）

業務従事中断期間報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

決定番号	第 号
------	-----

申請者（本人）

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印

次のとおりやむを得ない理由のため特定診療科業務に従事することができなかった期間を報告します。

業 務 従 事 中 断 期 間	年 月から 年 月まで
理 由 (特 別 の 事 情) ※ 該当する番号に○を付けること。	1 疾病 2 災害 3 産前産後休業又は育児休業 4 大学院に在学 (ただし、 年 月～ 年 月は、特定病院で診療に従事) 5 外国の大学等での研修等 6 後期研修プログラムによる特定病院以外での医療機関勤務 7 専門知識修得のための特定病院以外での医療機関勤務 8 その他 ()

添付書類

- 1 疾病（心身の故障）の場合は、医師の診断書
- 2 災害の場合は、関係機関が発行する証明書
- 3 産前産後休業又は育児休業の場合は、関係機関が発行する証明書
- 4 大学院に在学した場合は、大学院が発行する在学を証明する書類
※ 特定病院で診療に従事した場合は、大学院が発行する診療への従事を証明する書類を併せて添付すること。
- 5 外国の大学等での研修等の場合は、在職（在籍）を証明する書類
- 6 後期研修プログラムによる特定病院以外での医療機関勤務の場合は、大学又は医療機関が発行する後期研修プログラムの課程であることを証明する書類
- 7 専門知識修得のための特定病院以外での医療機関勤務の場合は、次の書類
 - (1) 県の医療水準の向上に資すると考える理由を記載した書類
 - (2) 直前に在職していた機関の長による推薦書
- 8 その他必要な書類

別記様式第十三号から別記様式第十六号までの様式中「(第12条)」を「(第13条)」に改める。
別記様式第十七号から別記様式第二十一号までの様式中「(第14条)」を「(第15条)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第十二条の規定は、平成十八年四月一日以降に生じた事由から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県医師確保研修資金貸与条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県造林公社に対する事業資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第三十五号

群馬県造林公社に対する事業資金貸付規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

群馬県造林公社に対する事業資金貸付規則の一部を改正する規則（昭和五十六年群馬県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の群馬県林業公社に対する事業資金貸付規則の規定は、昭和五十六年度分の貸付金から適用し、昭和五十五年度分以前の貸付金については、なお従前の例による。ただし、改正後の同規則第三条第一項（貸付期限に係る部分に限る。）の規定は、昭和四十八年度分の貸付金から適用する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第113号

公印を次のとおり新調し、廃止する。

平成21年3月31日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 新調する公印

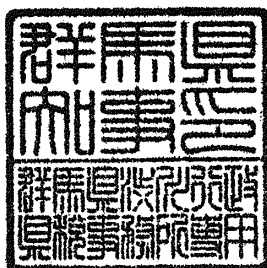
(1) 名称及び印影

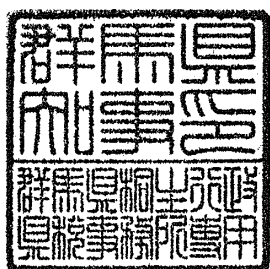
ア 群馬県知事印（行政事務所専用）



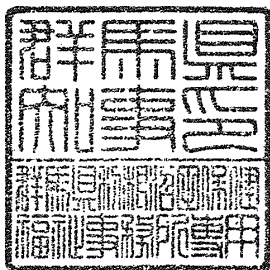


イ 群馬県知事印（行政事県税務所専用）





ウ 群馬県知事印（保健福祉事務所専用）





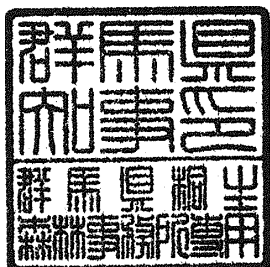
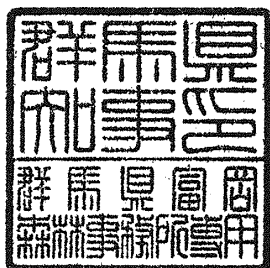
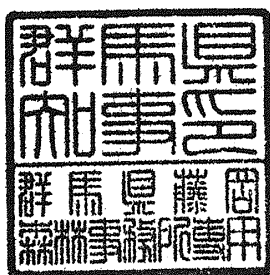
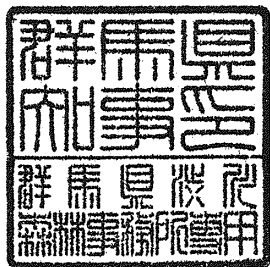
エ 群馬県知事印（環境森林事務所専用）



オ 群馬県知事印（環境事務所専用）



カ 群馬県知事印（森林事務所専用）



キ 群馬県知事印（農業事務所専用）

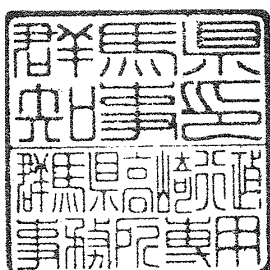
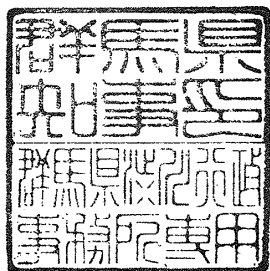
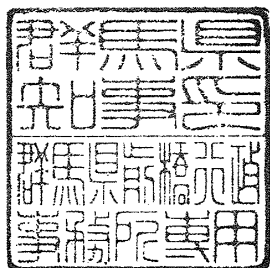


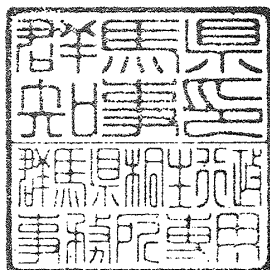
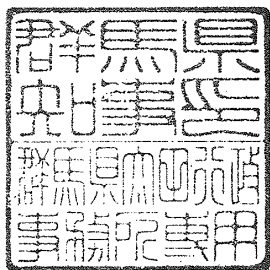
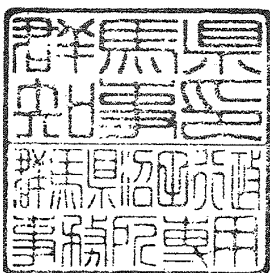
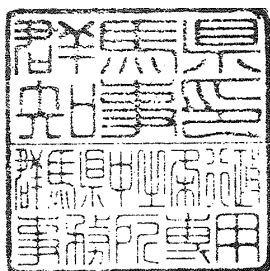
(2) 使用開始年月日 平成21年4月1日

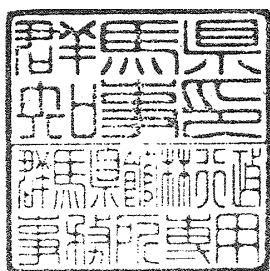
2 廃止する公印

(1) 名称及び印影

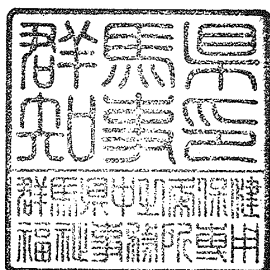
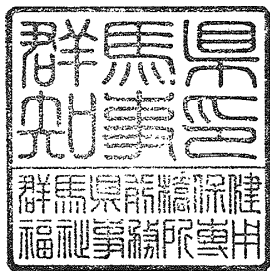
ア 群馬県知事印（行政事務所専用）

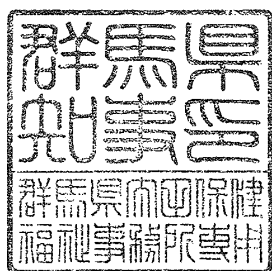






イ 群馬県知事印（保健福祉事務所専用）





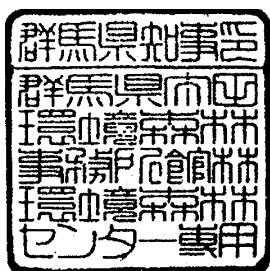
ウ 群馬県知事印（環境森林事務所専用）





エ 群馬県知事印（環境森林センター専用）





オ 群馬県知事印（農業事務所専用）



(2) 使用廃止年月日 平成21年4月1日

3 新調の理由 組織改正による事務所の名称変更のため

◎群馬県告示第113号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、群馬県保健医療計画（平成17年群馬県告示第240号）を変更し、平成21年4月1日から施行する。

なお、変更後の群馬県保健医療計画は、群馬県健康福祉部医務課及び各保健福祉事務所（支所を含む。）に備えて縦覧に供する。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

変更内容 がん、糖尿病、救急、災害、へき地及び周産期の医療連携体制の構築に係る内容の追加

◎群馬県告示第114号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定した。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
19	前橋市五代町字嶺久保889番1から889番4まで、892番から896番	ア

	まで、898番、899番	
20	勢多郡富士見村石井字上白川1740番1の一部、1740番6から1740番9まで	ア
21	前橋市下大屋町字下西原312番2、312番8の一部、312番9、312番10、324番1、324番2	ウ
22	前橋市嶺町字請地903番3、903番4、904番2、904番3、904番7、906番1、917番2	ア
23	勢多郡富士見村赤城山字下横道409番7	ア
24	前橋市小坂子町字平塚1489番3、1490番1、1490番2、1491番2の一部、1491番4	ウ
25	前橋市嶺町字請地902番8の一部、903番1、903番5、905番2	ウ
26	前橋市五代町288番の一部、289番から291番まで、292番1、292番2	ア
27	前橋市茂木町1394番2、1394番3、1396番1、1398番1	ア
28	伊勢崎市波志江町2237番1、2237番10	ア
29	佐波郡玉村町大字川井195番、198番から200番まで、201番の一部	ウ
30	渋川市赤城町赤城山字赤城山36番5の一部	ア
31	渋川市小野子字藤田816番31の一部、816番37、816番143から816番145まで、816番147、816番148、816番181、816番187、816番232、816番233、816番234の一部、816番236、816番287、816番307	ア
32	北群馬郡吉岡町北下字上野1642番37、1642番52、1642番53、1642番62から1642番64まで	イ
33	北群馬郡吉岡町上野田字城原3234番1	ア
34	渋川市伊香保町伊香保甲五輪平526番5の一部	ア
35	渋川市渋川字上平3546番1の一部、3547番1の一部	ウ
36	渋川市赤城町赤城山字赤城山55番7	イ
37	渋川市金井字大野2864番2の一部、2864番5の一部	ウ
38	渋川市赤城町栄字沖門23番2、23番6、23番9、25番1、26番1、27番3、28番4、28番5、31番1、31番2、32番1、32番2、33番1、33番2	ア
39	渋川市南牧字杉瀬192番2、192番6、192番7	ウ
40	北群馬郡吉岡町上野田字夫婦石3549番1、3549番2、3551番、3552番1	ア
41	高崎市白岩町字上尾鹿背806番1、806番2の一部、806番3、806番4、807番1の一部、807番2の一部、807番3、827番、828番2の一部、829番3の一部、830番1から830番5まで、848番1、848番2、849番4の一部、849番5の一部、853番1の一部、	ア

	853番2の一部、854番1の一部、854番2の一部、854番3の一部、854番4	
42	安中市松井田町大字上増田字増田山国有林174林班イの一部	イ
43	安中市松井田町大字上増田字増田山国有林174林班イの一部	イ
44	安中市上後閑字堀ノ内821番7の一部、822番の一部、824番1、824番2、824番3の一部、824番5、830番、831番、832番1、832番2、833番1の一部、833番3の一部、833番4、833番5、834番、835番2の一部	イ
45	安中市東上秋間字神水2517番3の一部、2518番3の一部、2520番4の一部	イ
46	多野郡吉井町大字上奥平字取上2110番2の一部	ウ
47	多野郡吉井町大字岩崎字大比良2108番1の一部、2108番3の一部、2108番4、2108番6、2108番9、2109番2	ウ
48	多野郡吉井町大字岩崎字大比良2097番1の一部、2097番2、2098番2、2104番8の一部、2104番7の一部、2104番13の一部	ウ
49	吾妻郡中之条町大字四万字木ノ根宿4400番54の一部、4400番55の一部	イ
50	利根郡昭和村大字川額字瓜畠3565番1の一部	ア
51	利根郡昭和村大字森下字悪戸156番3、156番5、156番6、甲156番2の一部、160番1、160番2、161番1の一部、167番の一部、168番の一部、169番	ア
52	太田市大原町2348番1、2356番1の一部	ウ
53	館林市堀工町字蛇沼317番1、318番から323番まで、324番1、325番1、326番1、348番2、甲348番1、乙349番、甲349番1、甲349番2、350番、351番	ア
54	邑楽郡板倉町大字離字悪途1421番31、1421番32、1421番35、1421番36、1421番39から1421番47まで、1421番106から1421番109まで、1421番142	ア
55	館林市近藤町字小袋69番1、69番6	ア
56	邑楽郡板倉町海老瀬字北6985番48、6985番50、6985番52、6985番54、6985番56、6985番58、6985番59、6985番61、6985番63、6985番65、6985番66、6985番68、6985番70、6985番91	ア
57	邑楽郡板倉町大字内蔵新田字鹿見694番2、694番7から694番19まで、694番23から694番35まで、695番2、696番1、697番1、乙700番、700番1、701番、727番1から727番5まで、728番1、728番2、729番1から729番5まで、730番、731番1、737番2、738番2、764番1、764番2、大字粗谷字大林2712番1から2712番3まで、2804番1から2804番4まで、大字板倉字小太子2892番1から2892番6まで、2903番1の一部	ウ
58	邑楽郡板倉町大字海老瀬字北7118番1、7118番10、7118番11、7204番2、7204番3、7264番1、7264番2、7291番2、7298番1	ウ

59	邑楽郡板倉町大字海老瀬字上新田1244番、1265番1	ウ
60	館林市赤生田字下新田237番、240番、241番、250番、252番から255番まで、256番1から256番4まで、257番1、乙260番、甲260番1、甲260番2、263番、398番1、399番1、399番4、400番1、412番1、413番1、416番1、417番1、417番2、418番1、419番1、420番から422番まで、423番1、424番1、425番から427番まで、428番1、429番、甲430番、乙430番1、431番、434番から438番まで、439番1、440番1、442番から445番まで、446番1、447番1、448番1、449番1、449番2、449番4、450番、451番、452番1、453番から455番まで、甲456番、乙456番、457番1、458番1、459番1、460番1、461番1、463番1、465番1、465番2、467番1、468番から474番まで、475番1、476番1	ウ
61	板倉町大字除川字くぐや462番1、462番2、463番2、500番から503番まで、511番から513番まで	ア
62	桐生市新里町板橋字大平823番9の一部、823番14の一部	ウ
63	桐生市新里町奥沢字須鴨601番の一部、603番1、603番7、604番3	ア
64	桐生市新里町鶴ヶ谷字富士山460番5、460番6、460番13、460番14、460番26	ア
65	桐生市黒保根町下田沢1900番358から1900番362まで、1900番364、1900番366、1900番367、1900番814、1900番844、1900番845	ア

備考 埋立地の区分

ア 令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域

イ 令第13条の2第2号に規定する埋立地の区域

ウ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の3第1号に規定する埋立地の区域

エ 令第13条の2第3号イに規定する埋立地であって、規則第12条の3第2号に規定する埋立地の区域

オ 令第13条の2第3号ロに規定する埋立地であって、規則第12条の3第2に規定する埋立地の区域

◎群馬県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路企画管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

県道	足利伊勢崎線	太田市上強戸町1452番の2地先から同市同1297番の3地先まで	平成21年3月31日
----	--------	----------------------------------	------------

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成21年3月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人新田環境みらいの会
- 3 代表者の氏名 西村豊
- 4 主たる事務所の所在地 群馬県太田市新田上江田町1507番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、自然環境の保全、地球温暖化の防止および循環型社会の形成のための調査研究、実践活動および環境教育等を行い、もって、地球環境の保全、およびまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

「次のとおり」は省略し、関係書類を群馬県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所及び各環境森林センターに備え置いて1月間縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり清算法人新里土地改良区清算人の就任の届出があった。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	清算人 監の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
清算法人新里	清算人	新 任	小池恵一	桐生市新里町関556番地
	同	同	金谷光士	同 同 大久保25番地3

	同	同	井田稔	同 同 山上132番地
	同	同	鎗木勝雄	同 同 新川2252番地11
	同	同	星野耕一	同 同 武井796番地1
	同	同	中村照夫	同 同 小林291番地
	同	同	吉田靖明	同 同 武井953番地1
	同	同	櫻井洋作	同 同 野38番地1
	同	同	金子好雄	同 同 武井245番地
	同	同	草處成一	同 同 新川173番地8

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成21年3月31日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上福島374-4	前橋市鶴光路町416番地 パルティールB-202号 加藤弾、加藤春香
2	渋川市八木原字高田436-1	渋川市石原137番地1 株式会社北群馬土地 代表取締役 角田八也
3	富岡市黒川字小塚707-1、707-2、708-3、709-1、710-1、710-3、710-4、710-5、711-5、字小塚川原744-2、748、750-3、751-2、七日市字上中島99-10、99-11	富岡市黒川710-1 株式会社若草印刷 代表取締役 田村英司
4	邑楽郡邑楽町大字鶉字高原657	邑楽郡邑楽町大字中野3096番地1 フォレストガーデンE棟202号 中村圭臣、中村弘美

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111